

# 村上看護専門学校 学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）に基づき、学生が人間として豊かに成長するように援け、“人の心の杖”となるべく人間尊重の理念に基づく看護師として必要で高度な知識及び技術を教授し、専門職としての誇りと自覚を持ち、社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、村上看護専門学校と称する。

(所在地)

第3条 本校は、新潟県村上市八日市15番92号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び在学年限

(課程、学科、修業年限、定員及び在学年限)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び在学年限は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員	昼夜の別
医療専門課程 (3年課程)	看 護 学 科	3年	40名	120名	全日制

2. 在学年限は、6年とする。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を、次の2学期にわけらる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 春季休業 3月下旬～4月上旬までの2週間

(4) 夏季休業 8月中の4週間

(5) 冬季休業 12月下旬～1月上旬までの2週間

(6) 創立記念日

2. 必要ある場合においては、学校長が前項の休業日を臨時に変更することができ又は臨時に休業日を定めることができる。

## **第4章 入学、転入学等**

---

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の定めるところによる者。

(出願手続)

第10条 本校に入学を志願する者は、指定の期日までに第30条に規定する入学検定料を添えて、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 受験票(様式第2号)
- (3) 最終の出身学校の卒業証明書
- (4) 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
- (5) 高等学校または中等教育学校調査書
- (6) 学校教育法施行規則第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、学力検査及び面接により行う。

2. 入学者の選考に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書(様式第3号)その他の書類を提出するとともに、別に定める入学金等を納付しなければならない。

2. 学校長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

(転入学)

第13条 3年課程の看護師養成施設(以下「養成施設」という。)の在学生在が本校に転入学を願い出たときは、当該養成施設に1年間修学し、授業科目等が本校の授業科目等に相当すると運営会議の議を経て学校長が認め、かつ欠員がある場合に限り選考の上相当学年に入学を許可することができる。

2. 転入学に関して必要な事項は、別に定める。

## **第5章 休学・復学・転学及び退学**

---

(休学)

第14条 学生は、次の各号のいずれかに該当し休学しようとするときは、保証人と連署の休学願(様式第4号)を提出し、学校長の許可を受けなければならない。ただし、第1号に該当する場合は、医師の診断書の添付を必要とする。

- (1) 病気のため引き続き2ヶ月以上就学できないとき
- (2) その他やむを得ない理由があるとき

2. 休学期間は1年以内とする。ただし、学校長が必要と認める場合は、更に1年に限り延長することができる。
3. 休学期間の扱いは1年単位とし、在学期間に算入しない。
4. 休学期間は通算して3年を超えることができない。
5. 学校長は、病気その他やむを得ない理由により就学することが適当でないと認める者については、休学を命ずることができる。

(復学)

第15条 第14条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、その事情をあきらかにした保証人連署の復学願（様式第5号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。但し、病気による休学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第16条 他校への転学を希望する場合は、転学願（様式第6号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 病気その他の理由により退学を希望する場合は、詳細な理由を書き添え保証人連署の退学願（様式第7号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2. 次の各号のいずれかに該当するものは、学校長が退学を命ずる。
  - (1) 第4条第2項に規定する在学年限を超えた者
  - (2) 第14条に規定する休学期間を超えて、なお就学できない者
  - (3) 授業料などの納付を怠り、督促を受けた後30日以内に納入しない者
  - (4) 行方不明の届け出があった者
  - (5) 死亡の届け出のあった者

## **第6章 教育課程及び学修の評価・試験**

---

(授業科目)

第18条 授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(単位)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習：1単位15時間～30時間
  - (2) 臨地実習：1単位30時間～45時間
2. 学生は前条に規定する授業科目及び単位数を履修し修得しなければならない。

(成績の判定)

第20条 学生の成績は、科目試験の成績、学習状況及び臨地実習の評価により判定する。

2. 各授業科目の受験資格は、臨地実習を含めその授業実施時間数の3分の2以上の出席とする。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りではない。
3. 各授業科目の成績は、原則として100点をもって満点とする。

(単位の授与)

第21条 学校長は、授業科目を履修し、その成績で60点以上を得た者には、(第18条に規定する) 所定の単位を授与する。

(学修の評価)

第22条 成績の評価は、優、良、可、及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(科目試験)

第23条 科目試験は、各科目の終講に応じて学期毎に行う。

2. 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(既修得単位の認定)

第24条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

2. 前項により与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

3. 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第25条 単位の修得ができなかった授業科目は、在学期間中に再履修し単位を修得しなければならない。

## 第7章 卒業認定等

---

(卒業の要件)

第26条 本校を卒業するためには、3年(第12条の規定により入学した者)以上在学し、第18条(別表1)に定める単位数を修得しなければならない。

2. 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超えるものについては、原則として卒業を認めない。

(卒業の認定)

第27条 学校長は、前条の卒業要件を満たした者に対して卒業を認定し、卒業証書(様式第8号)を授与する。

(資格の取得)

第28条 本校の看護学科を卒業した者には、保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日法律第203号)第21条第3号の規定に基づき、保健師学校受験資格、助産師学校受験資格及び看護師国家試験の受験資格が与えられる。

(専門士の称号の授与)

第29条 学校長は第27条に規定する者に対し、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料

---

(入学検定料、入学金、授業料)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。ただし、修業年限(3年)経過後の授業料等の取り扱いについては別に定める。

		看 護
入 学 検 定 料		20,000円
入 学 金		400,000円
授 業 料 ( 年 額 )		720,000円
諸 費 (年 額)	実験実習費	150,000円
	施設設備費	150,000円
	厚生福利費	20,000円

2. 入学検定料、入学金及び授業料等の納入に関して必要な事項は別に定める。

(授業料等)

第31条 授業料は、前期分、後期分の2期に分け、各学期の始めの指定日までに納入しなければならない。

2. 前条に定める学納金のほか、教科書を含む教材費及び白衣代等必要と認められる経費に関しては実費徴収する。
3. 学則に定める学納金以外は、徴収しない。
4. 特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。
5. 休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料は免除し、前納した分は返還する。

(納入済みの入学検定料、入学金及び授業料等の取扱い)

第32条 所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、納入した入学金は返還しないが、

授業料等は返還する。

(納付金の滞納処分)

第33条 学生が納付金を正当な理由なしに滞納したときは、本人の授業を停止し、保証人から徴収することがある。なお、督促を受けても指定期日までに完納しない者は第17条の規定により退学とする。

## 第9章 職員組織及び運営

---

(職員)

第34条 本校に次の教職員を置くことができる。

学 校 長  
副 校 長  
教務主任  
実習調整者  
専任教員8名以上  
非常勤講師  
専任事務職員  
その他必要な教職員

(組織の運営)

第35条 学校の円滑な運営及び教育の充実をはかるため、次の各号に掲げる会議及び委員会を設置する。

- |          |               |
|----------|---------------|
| (1) 運営会議 | (4) 臨地実習指導者会議 |
| (2) 職員会議 | (5) 入学試験委員会   |
| (3) 学科会議 | (6) 図書委員会     |
2. 学校長が必要と認めた場合、その他の会議を置くことができる。  
3. 第1項に規定する会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 健康管理

---

(健康管理)

第36条 学校長は、学生の健康を保持するため、毎年1回以上定期的に健康診断を行う。

ただし、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを行うことができる。

2. 健康診断、その他健康管理について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞 罰

---

(表彰)

第37条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者には、職員会議の議を経て表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で他の学生の模範となる者
- (2) 善行があつて他の学生の模範となる者

(懲戒)

第38条 学校長は、学則その他の規程に違反し又は学生としての本分に反する行為をした

- 者には、職員会議の議を経て懲戒する。
2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

## **第12章 図書室**

---

(図書室)

第39条 本校に図書室を置く。

2. 図書室の利用規程については、別に定める。

## **第13章 雑 則**

---

(改廃)

第40条 この学則の改廃は、職員会議の議を経て理事会の議決を必要とする。

(細則)

第41条 この学則の施行に関して必要な細則は別に定める。

附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
この学則は、令和6年4月1日から施行する。

\*学則 別表 1 看護学科 教育課程

区分	教育内容	科目	指定規則単位数	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学 I	5	1	30
		情報科学 II		1	15
	教育学	1		30	
	論理的思考法	1		15	
	文章表現法	1		15	
	人間と生活・社会の理解	心理学	9	1	30
		社会学		1	30
		カウンセリング理論		1	30
		人間関係学		1	30
		国際文化論		1	30
		健康とスポーツ		1	30
		英語		1	30
		中国語		1	30
	地域の文化	1		15	
	小計		14	14	360
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学 I	16	1	30
		解剖学 II		1	30
		生理学 I		1	30
		生理学 II		1	30
		生化学		1	15
		病理学		1	30
		疾病学 I		1	15
		疾病学 II		1	30
		疾病学 III		1	30
		疾病学 IV		1	15
		疾病学 V		1	15
		病原微生物学		1	30
		臨床栄養学		1	30
		薬理学		1	30
		治療論		1	30
		健康支援と社会保障制度		リハビリテーション概論	6
	社会福祉学		1	30	
	公衆衛生学		1	30	
	関係法規		1	30	
	医療概論		1	30	
	東洋医療		1	30	
		小計		22	22
専門分野	基礎看護学	基礎看護学	11	11	315
		基礎看護学概論 I		1	30
		基礎看護学概論 II		1	30
		基礎看護技術 I		1	30
		基礎看護技術 II		1	30
		基礎看護技術 III		1	30
		基礎看護技術 IV		1	30
		基礎看護技術 V		1	30
		基礎看護技術 VI		1	30
		基礎看護技術 VII		1	30
		基礎看護技術 VIII		1	30
	基礎看護技術 IX	1	15		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論	6	6	135
		地域・在宅看護概論 I		1	15
		地域・在宅看護概論 II		1	15
		地域・在宅看護概論 III		1	15
		地域・在宅看護援助論 I		1	30
		地域・在宅看護援助論 II		1	30
	地域・在宅看護援助論 III	1	30		
	成人看護学	成人看護学	6	6	180
		成人看護学概論		1	30
		成人看護援助論 I		1	30
		成人看護援助論 II		1	30
		成人看護援助論 III		1	30
		成人看護援助論 IV		1	30
	成人看護援助論 V	1	30		
	老年看護学	老年看護学	4	4	105
		老年看護学概論		1	30
		老年看護援助論 I		1	30
		老年看護援助論 II		1	15
		老年看護援助論 III		1	30
	小児看護学	小児看護学	4	4	105
		小児看護学概論		1	30
小児看護援助論 I		1		30	
小児看護援助論 II		1		15	
小児看護援助論 III		1		30	
母性看護学	母性看護学	4	4	105	
	母性看護学概論		1	30	
	母性看護援助論 I		1	15	
	母性看護援助論 II		1	30	
	母性看護援助論 III		1	30	
精神看護学	精神看護学	4	4	105	
	精神看護学概論 I		1	30	
	精神看護学概論 II		1	15	
	精神看護援助論 I		1	30	
	精神看護援助論 II		1	30	
看護の統合と実践	看護の統合と実践	4	5	105	
	臨床適応 I		1	30	
	臨床適応 II		1	30	
	臨床適応 III		1	15	
	災害看護論		1	15	
	国際看護論		1	15	
	小計		43	44	1155
臨床実習	臨床実習	23	23		
	基礎看護学		基礎看護学実習 I	2	78
			基礎看護学実習 II	2	84
	地域・在宅看護論		地域・在宅看護論実習 I	1	40
			地域・在宅看護論実習 II	2	84
	成人看護学・老年看護学		成人看護学・老年看護学実習 I	2	84
			成人看護学・老年看護学実習 II	2	84
			成人看護学・老年看護学実習 III	2	84
	老年看護学		老年看護学実習	2	84
	小児看護学		小児看護学実習	2	84
	母性看護学		母性看護学実習	2	84
	精神看護学		精神看護学実習	2	84
	看護の統合と実践		看護の統合と実践実習	2	84
			小計		23
	合計		102	103	3043